

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付における事務において、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都世田谷区長

## 公表日

令和3年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する以下の事務。 ①精神障害者保健福祉手帳の新規申請及び更新に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の交付及び再交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還の受理 ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑤氏名変更、居住地を移した時の届出の受理に関する事務 ⑥精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更に関する事務
③システムの名称	精神保健システム
2. 特定個人情報ファイル名	
-	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の14
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	世田谷区障害福祉部障害保健福祉課
②所属長の役職名	障害保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	世田谷区総務部政情課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	世田谷区障害福祉部障害保健福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input checked="" type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	II 1いつ時点の集計か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月29日	II 2いつ時点の集計か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	世田谷保健所健康推進課長 鶴飼 健行	世田谷保健所健康推進課長	事後	
平成31年4月1日	II 1いつ時点の集計か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2いつ時点の集計か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	I 1③システムの名称	なし	精神保健システム	事後	
令和2年9月1日	I 5①部署	世田谷保健所健康推進課	世田谷区障害福祉部障害保健福祉課	事後	
令和2年9月1日	I 5②所属長の役職名	世田谷保健所健康推進課長	障害保健福祉課長	事後	
令和2年9月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	世田谷保健所健康推進課	世田谷区障害福祉部障害保健福祉課	事後	
令和2年9月1日	II 1いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	II 2いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	IV 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年9月1日	II 1いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2いつ時点の集計か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	